

射水市監査委員告示第15号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和7年12月に実施した都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年12月3日

射水市監査委員 村上欽哉

射水市監査委員 折橋清弘

射水市監査委員 山崎晋次

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(都市整備部) 都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課

(2) 選定理由

都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	建築住宅課	令和6年11月14日 ～ 令和6年11月27日 (令和5年度執行分)	書面監査
	河川・港湾課		
	用地課		
書面監査	都市計画課		監査委員監査
	道路課		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和6年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。 イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。 ウ 実績報告に基づく精算は適切か。 エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 隨意契約による場合、その理由は適正か。 イ 隨意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由

	は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

都市整備部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和7年11月18日から令和7年12月2日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 都市計画課

都市計画課は、都市計画、開発行為及び公園等の整備維持管理等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 都市計画に関すること。
- ② 開発行為に関すること。
- ③ 区画整理に関すること。
- ④ 都市計画道路に関すること。
- ⑤ 公園、緑地及び緑道に関すること。

（2）道路課

道路課は、道路計画及び維持保守等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 道路計画に関すること。
- ② 道路の新設及び改良工事に関すること。
- ③ 道路の維持保守に関すること。
- ④ 除雪に関すること。
- ⑤ 橋りょう、消融雪施設及び交通安全施設の維持保守及び新設等に関すること。

（3）建築住宅課

建築住宅課は、住宅施策の企画等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市営住宅の管理運営及び維持管理に関すること。
- ② 建築確認申請事務に関すること。
- ③ 市有建築物の設計、監理及び補修に関すること。
- ④ 重点密集市街地整備事業に関すること。
- ⑤ 都市再生住宅の管理運営及び維持管理に関すること。

（4）河川・港湾課

河川・港湾課は、河川・土砂対策、港湾等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 河川・土砂対策等に関すること
- ② 高潮対策に関すること。
- ③ 港湾行政に関すること。
- ④ 射水ベイエリア周辺の賑わい創出に関すること。

（5）用地課

用地課は、市道、用地、地籍調査等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市道の各種申請に関すること。
- ② 街灯の維持管理及び設置に関すること。
- ③ 用地の買収、物件補償等に関すること。
- ④ 市道認定及び道路台帳に関すること。
- ⑤ 地籍調査に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 建築住宅課

- ア 老朽化した市営住宅は計画的に修繕を行い、住環境の整備に努められたい。
家賃滞納者については、公平性を確保するためにも、適正な徴収に努められたい。
- イ 老朽空き家対策については、所有者に適切な管理を促し、解決に向けて鋭意努力されたい。
- ウ 液状化対策については、実証実験の工法を検証し、住民の意見や要望をしっかりと聞きながら、鋭意進められたい。

(2) 河川・港湾課

- ア 和田川浸水対策、内川高潮対策については、災害に直結する重大な懸案事項であり、国や県など関係機関と連携を密に、より一層の安全対策に努められたい。
- イ ベイエリア周辺地区については、県や港湾振興会と連携を密にし、港湾機能の充実強化を図るとともに、民間活力の導入などにより、本市の魅力アップと賑わいの創出に一層努められたい。

(3) 用地課

- ア まちなみ環境整備事業については、地域の課題を解決する自主事業でもあることから、要望に柔軟に対応されたい。
- イ 地籍調査については、計画的に実施されているものの、依然として進捗率が低迷していることから、長期的な計画のもと効率的かつ効果的に推進されたい。